

説明・記載例 (記録事項証明の交付(提供)申請書)

令和 ● 年 (7) 第 1 2 3 号 貸金請求 事件

記録事項証明の交付 (提供) 申請書

令和 年 月 日

●● 地方・簡易 裁判所 (●● 支部) 御中

〒 ●●●●●●●●
住 所 ●● 県 ●● 市 ●● 町 ●● 一 ●●
電 話 番 号 ●●●●-●●●●-●●●●●●
申請人 (フリガナ) 甲野 太郎 (コウノ タロウ)

当事者の表示

原告 債権者 申立人 甲野 太郎
被告 債務者 相手方 乙野 次郎

- 1 上記当事者間の頭書事件につき、以下の電磁的訴訟記録に記録されている事項の、全部 一部 () を記載 (記録) した書面 (電磁的記録) が裁判所のファイルに記録されている事項と同一であることを証明してください。

電磁的訴訟記録に記録されている事項の表示

- 電子判決書
 和解に係る電子調書 (口頭弁論又は弁論準備手続の電子調書を除く。)
 第 回口頭弁論の電子調書 (判決 少額訴訟判決 和解)
 第 回弁論準備手続の電子調書 (和解)
 和解に代わる電子決定書
 仮執行宣言付き電子支払督促
 その他 ()

- 2 証明の交付 (提供) 方法は、以下のとおり希望します。
 書面での交付 通 (窓口交付 ・ 郵送)
 電磁的記録での提供 (自己所有端末 ・ 裁判所設置端末)
- 3 (2 で裁判所設置端末を選択した場合、) 以下の裁判所での提供を希望します。
裁判所 (支部)

記録事項証明の交付方法には、書面により交付する方法と電磁的記録として提供する方法があります。

手数料は、書面により交付する方法は用紙1枚につき150円、電磁的記録として提供する方法は1件につき2100円です。手数料はページによる電子納付となります。申請書を提出後、裁判所から納付方法についてご案内します。

電磁的記録として提供を受ける方法には、①裁判所のシステムを利用して、ご自身の端末にダウンロードする方法、②裁判所設置端末に、ご自身のUSBメモリ等の記録媒体を接続し、ダウンロードする方法があります。①の場合には、システムにアップロードされた旨のメールによる通知を受けた後、1週間以内にダウンロードしてください。期間を過ぎると、ダウンロードできなくなる場合があります。

書面による交付を希望し、郵送による受領を希望する場合には、宛先を記載した返送用封筒に必要な郵便切手を貼付して、提出してください。